

電話詐欺の手口⑤（架空料金請求詐欺 その3）

名義貸しトラブル名目

- 介護関連会社役～ ①「あなたに介護施設の優先権がある。権利を譲っても構いませんか。」
「〇〇市の〇〇歳の方に譲りました。」
- 介護施設職員役～ 「権利を譲ったのは法律違反になる。」
「キャンセル手続きには〇〇万円かかる。」
- 介護関連会社役～ 「担当者が現金をいくらか用意するので、残りの現金を支払って欲しい。」
「現金については、運送会社を介して荷物で送って欲しい。」
- 弁護士役 ② 現金を箱に入れて指定されたアパートの住所、宛名に送付させられる。
～ 「金融庁が調査に来て、あなたの名義貸しがばれてしまった。」
「あなたの通帳を差し押さえると言っている。」
- ③ 「あなたの口座から現金を支払った事実を作らなければならない。」
「支払ったお金は返しますから、さらに現金を送って下さい。」



不審点①
あなたに介護施設の優先権がある

不審点②
現金を運送会社を介して首都圏のアパートの一室に送付させる

不審点③
あなたの口座から現金を支払った事実を作らなければならない

ワンポイント解説です

見破りポイント①

突然、申し込んでもいない介護施設の優先権の話は典型的な詐欺の手口です。
申込みをした心当たりのある介護施設からの電話であれば、電話を切った後、すぐに確認してください。

見破りポイント②

会社が電話をかけてきたのに、個人名義のアパートに現金を送らせるのは不自然です。
また、宅配等で現金は送付できません。

見破りポイント③

弁護士が、違法行為の隠蔽を勧めるようなことはありません。

※ 電話を切ったら、すぐに介護関連会社に電話して確認しましょう。